

6月

「土砂災害防止月間」です

国土木課 ☎(25) 8570

本格的な梅雨や大雨の時期を迎える6月は「土砂災害防止月間」です。傾斜が急な山が多い地域では、台風や大雨で、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生する危険性が高まり、尊い生命や住宅等の財産を瞬時に奪われるなど、甚大な被害をもたらします。

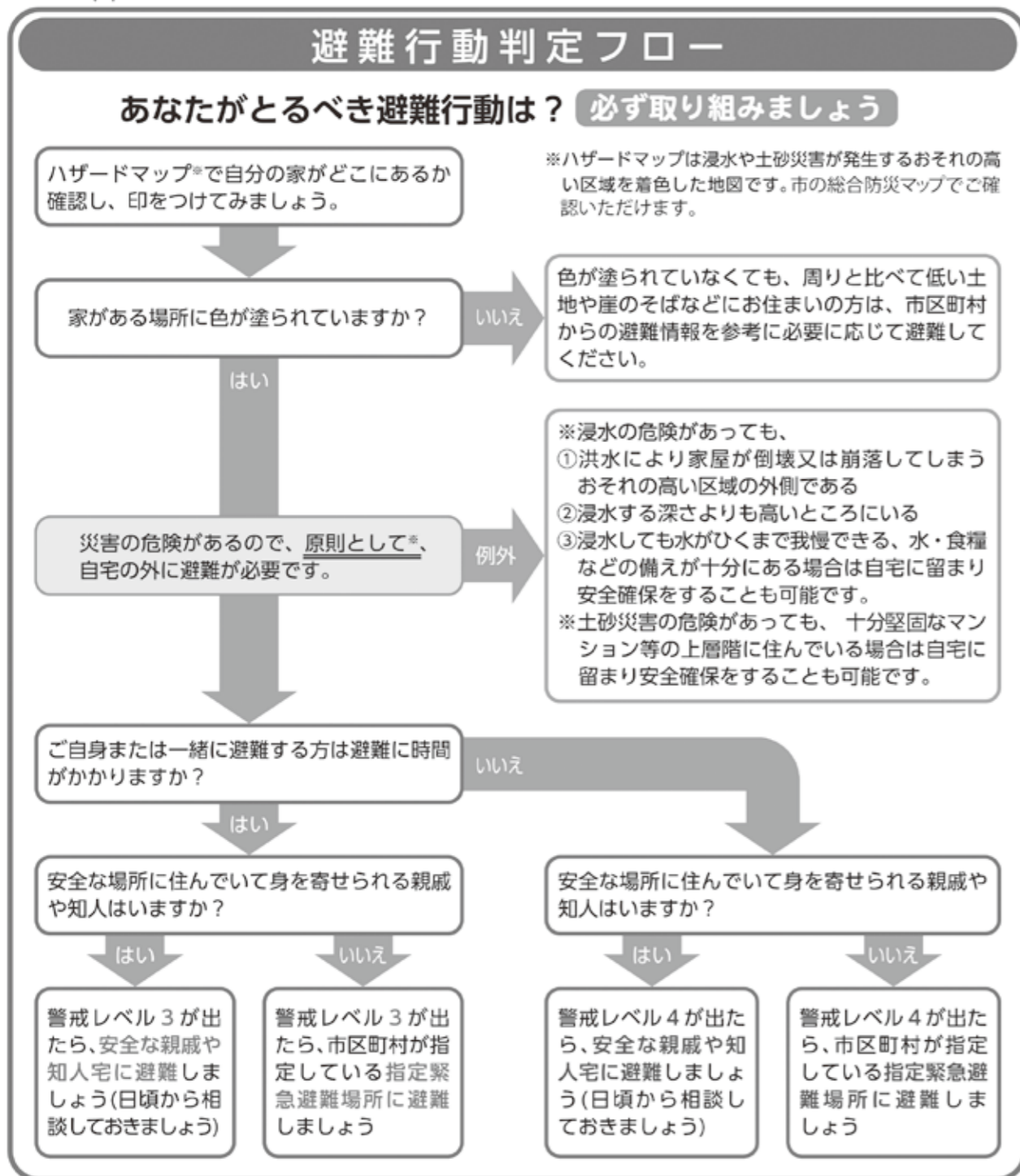
このような被害を防ぐためには、避難方法・避難場所をあらかじめ確認するなどの「日頃の備え」と、異変を見つけた時の「早めの避難」が大切です。月間中は、「みんなで防ごう土砂災害」を運動のテーマとして、土砂災害警戒区域等の点検や、土砂災害防止に関する講演会などが実施される予定です。この機会に、自分の地域の危険な場所を確認したり、避難場所までの経路を歩いてみたりするなど、土砂災害から身を守るように、万が一の事態に備えておきましょう。

※土砂災害警戒区域等指定の状況や土砂災害に関する情報は、滋賀県ホームページ「防災ポータル」で提供しています。

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



出典:内閣府「避難行動判定フロー」

# 日頃の備え 早めの避難

避難場所での新型コロナウイルス感染症対策

最も適した避難場所を決めておきましょう！

国防災課 ☎(25) 8133

災害時に避難する場合には、3つの密(密閉・密集・密接)を避け、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を行うことが大切です。



「避難」とは、「難」を「避け」ることであり、水害に対して自宅が安全な場合は、2階に垂直避難するなどその場に留まっておくことが感染リスクを考えた時には、最も避難に適しているとも考えられます。しかし、自宅が土砂災害警戒区域や洪水・浸水リスクの高い場所にある場合は、広域避難所への避難のほか、安全な親戚・知人宅や近所の自治会館などに避難することも考えておきましょう。

避難場所では、次の点に気を付けましょう

- ① マスクの着用やこまめな手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底しましょう。
- ② 十分な換気の実施や人との距離を確保しましょう。
- ③ なるべく対面を避け、背を向けて座るようにしましょう。
- ④ 体調チェックをこまめに行い、発熱や咳などの症状がある方は、早めに申し出てください。
- ⑤ マスク、体温計、アルコール消毒液、ビニール袋などを避難時の非常持ち出し品に加えておきましょう。



命や体を守るためには何が大切かを考え、日頃からしっかりと備えておくことが重要です。「備えあれば憂いなし」、あらかじめ総合防災マップなどで自宅や周辺のリスクを確認し、皆さんにとって最も適した避難方法や避難場所を決めておきましょう。

# 木造住宅の地震対策は大丈夫ですか？



今後、大地震が起きた時に、大切な命や財産を守り、安全を確保するためには、まず「自分の住まいを知る」こと。家の耐震性を強化し「住まいを強くすることが、地震による被害を大幅に減らすことにつながります。大地震に備えて、木造住宅の耐震化を進めましょう。

## 【補助要件】

※すべて満たしていることが必要です

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ床面積の2分の1以上の部分が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下、かつ延べ床面積300㎡以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)でないもの

## 【補助額】

- 耐震改修に伴う工事費の33% (限度額112万2千円)
- 建て替えに伴う除却工事費の23% (限度額82万2千円)

※高齢者世帯や子育て世帯など要件を満たす場合に割増補助があります

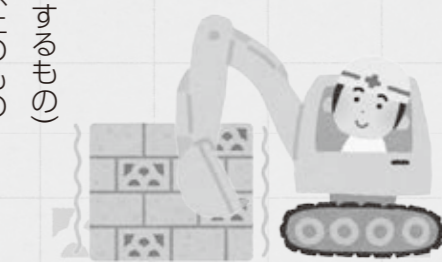
※無料耐震診断や補助を受けるには、事前に申請などの手続きが必要。詳しくは、市のホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



〒100-8571 東京都千代田区千代田 2-5-1 8571

# 危険なブロック塀は撤去しましょう

市では、地震発生時における人的被害の防止および避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、倒壊する危険のあるブロック塀などの撤去のための補助制度を設けています。



## ▼補助対象物(次のすべてに該当するもの)

- ブロック塀等の高さが、60cm以上のもの
- 地震などで倒壊する危険のあるもの
- 避難路の沿道、または避難地に隣接する敷地で、倒壊した場合に道路の通行に影響を及ぼす恐れがあるもの
- 撤去に関して他の制度などで補助金の交付を受けないもの

## ▼主な対象者

- 市内に存在するブロック塀等を所有する方
- 補助対象のブロック塀等を撤去する方 など

## ▼補助金額

- 撤去費用の3分の2 (限度額10万円)

〒100-8571 東京都千代田区千代田 2-5-1 8571

# 「児童手当現況届」を 「電子申請サービス」で

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。



この「児童手当現況届」は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がしないと、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

対象となる方には、6月上旬に書類を送付しますので、期限までに子育て支援課、または各支所まで提出してください。

## ▼提出期限

**6月30日(火)**

なお、公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。  
また、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から子育てに関する行政手続き

の一部がワンストップでできる「子育てワンストップサービス」の「電子申請サービス」からも現況届の提出ができます。



子育て支援課 ☎(25)8136

# 6月1日は「人権擁護委員の日」です

〒100-8524 東京都千代田区千代田 2-5-24 8524

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」としています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、学校や施設などで人権の大切さについて理解を深めてもらうため活動しています。

市で毎月開催している「特設人権なんでも相談所」で、皆さんの悩み事や心配ごとの相談をお受けしています。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員の相談は休止していますが、法務省職員が相談を受け付ける「みんなの人権110番」をご利用いただけます。

**みんなの人権110番**  
☎0570(003)110

活動の様子



# 増改築・テナント入居の際は 消防署にご相談ください！

〒100-8543 東京都千代田区千代田 2-2-5403 5403

建物の増改築や既存建物で事業を開始する場合は、消防用設備(消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備など)の設置義務が生じる可能性があります。

事前に消防本部にご連絡いただき、事業開設等の手続きをお願いします。知らないうちにその建物が消防法令等の違反建物となってしまうことがありますのでご注意ください。

## ▼設置義務が生じる可能性がある場合(例)

- 住宅を宿泊や福祉施設として使用する場合
- 空き家や既存建物の用途を変える場合
- 既存建物の増改築、間仕切りを変更する場合
- 隣接する建物と渡り廊下で接続する場合
- 窓に格子をつける場合 など

